

議会受付番号	鎌議第 1647 号
質問者	上島寛弘 議員
答弁する者	市長（総務部管財課・職員課）

文書質問に対する答弁書

鎌倉市議会基本条例第 7 条第 3 項（鎌倉市議会会議規則第 105 条）の規定による文書質問について、次のとおり答弁いたします。

1 件名

子ども会館、子どもの家等の施設建設のため旧 901 号室分庁舎解体工事に必要な労働組合事務所立ち退きを拒否し、行政上必要な施設の建設を故意に妨害している関係職員の懲戒処分に関する件

2 質問の要旨

- 1 旧 901 号室を含む分庁舎解体に係る予算については昨年 12 月定例会の補正予算により認められ、既に肅々と、旧庁舎の解体工事及び子ども会館、子どもの家の新施設等の建設工事が進められているべきところ、現在に至るも、鎌倉市職員労働組合が、解体されるべき旧庁舎から立ち退かない為に、その進捗に大きな影響が及び何らの進展を見ていない。しかも、鎌倉市職員労働組合に対する組合事務所としての目的外使用許可処分がさる 11 月 1 日以降は失効しているにも関わらず、事務所を明け渡さず、現在は明らかな不法占拠となっていることは、10 月 30 日の議会本会議における松尾市長や総務部長の答弁により明らかである。10 月 30 日 0 時半頃、市長副市長らは控室にて報告に不法占拠となることを私上島に伝えた。又、総務部長は答弁で不法占拠と本会議で明言したが、改めて鎌倉市は旧 901 号室を鎌倉市職員労働組合が不法占拠しているという認識を持つのか。
- 2 不法とはどのような意であるという見解であるのか。違法性も含まれるのか。
- 3 公然と組合事務所を明け渡さない行為が、違法な職員団体活動に当たることは多言を要しないところ、鎌倉市職員の懲戒処分に関する指針に於いては、「違法な職員団体活動により正常な公務活動を著しく阻害した場合は減給または戒告」に処する旨定めている。これによれば労働組合委員長ほか関係役員及び組合員を、少なくとも減給または戒告に処すべきことは当然であり、疑問の余地はない。他方、「鎌倉市職員の懲戒処分に関する指針」に定める違法な職員団体活動にかかる処分基準は、民間における場合は適法とされる争議行為に係る活動を主として想定したものであると考えられ、本件の如く、公共の財産を不法に占拠し、新庁舎の建設を妨害することによって、故意に鎌倉市民に対する子ども会館、子どもの家など子育て支援に係る行政活動の展開を全面的に妨害するという極悪な行

為にこの基準だけを適用することは、本基準の処分基準が『減給及び戒告』という軽度なものであるので、到底適切でない。本基準が依拠したと考えられる「人事院」の基準は懲戒免職も行いうることとされているし、また、民間の労使関係においても、使用者の施設を不法に占拠し、企業の活動を全面的に妨害する本件のごとき組合活動は、到底正当な争議行為としての評価は受けることができず、労働組合法が定める民事免責、刑事免責は受け得ない。この面からも、本基準の『減給・戒告』に処分をとどめることは適切でない。しかるところ、地方公務員第29条1項3号は、「全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあつた場合」を懲戒処分の位置基準として定めているが、本件における労働組合委員長及び役員・関係者の行動は、「全体の奉仕者としてふさわしくない行動」の範疇をはるかに超え、公務員として決して行ってはならない反公共的・反住民的行動であると考え、本件について全体の奉仕者たるにふさわしくない行動であると捉えるのが当然であると考え、如何か。

- 4 3において先述した通り、この度の行動は本件に対する処分は懲戒免職処分を中心とする厳罰をもって臨むべきものと考え、鎌倉市長としての見解は如何か。

3 答弁

- 1 平成27年10月30日の本会議で総務部長が答弁しましたとおり、旧901会議室が不法占拠状態であるという認識に変わりはありません。
- 2 不法と違法とは、ほぼ同意義であると認識しています。今回の件では、行政財産の本来の利用目的を故意に阻害していることから不法な行為に当たると考えられ、鎌倉市公有財産規則の規定に違反している状況にあるという認識です。
- 3 今回の不法占拠状態については、鎌倉市公有財産規則の規定に違反しており、全体の奉仕者たる公務員としてふさわしくない行為であると考えます。
- 4 市として、適正なる対応を行う必要があると考えます。